

冬期間の 空き家の管理を しっかりと

☎建築指導係Tel 54-2121



これからの時期は、春に向けて少しずつ暖かくなり、落雪による事故が起こりやすくなります。空き家は、所有者や管理者の目が届きにくい
ため、雪ぴが落下して隣の建物を壊したり、道路を塞いだりするなど、
重大な事故につながることもあり、人命に関わることになると取り返し
がつきません。

所有する建物が原因で第三者に被害を与えた場合は、所有者や管理者
が責任を負うこととなりますので、以下のことに注意して適正な管理を
してください。



冬期間の空き家管理のポイント

- ▶ 建物の状況を定期的に確認してください
- ▶ 自分で確認できない場合は、親類や近所の方などに依頼し、状態を把握するようにしてください
- ▶ 建物が損傷している場合は、建材が飛散しないように処置してください
- ▶ 周囲や道路に大きな雪ぴが落下しないよう、早めに落として除雪してください
- ▶ 屋根の雪が大量になるまで放置せずに雪下ろしをしてください

所有者などが分からず、適正な管理がされていない空き家については、建築指導係にご相談ください

空き家・空き地の紹介と募集をしています



☎砂川市住み替え支援協議会事務局（住生活支援係内）Tel 54-2121

砂川市住み替え支援協議会では、空き家や空き地を買いたい、借
りたい方への情報提供を市ホームページなどで行っています。

「住む人がいなくなり空き家を維持するのが大変!」「高齢で家や
土地の管理が困難になってしまった」など、空き家や空き地をお持ち
ちで売買や賃貸などの利活用を考えている方、協議会の登録物件と
して市ホームページに掲載してみませんか?

登録に関するご相談は、砂川市住み替え支援協議会事務局にお問
い合わせください。



市ホームページに「登録物件情報」を掲載中!

[ぜひご覧ください!](#)

砂川市 空き家 空き地

検索